船橋市まちかどスポーツ広場設置要綱

（設置）

第１条　未利用地等を有効活用し、いつでも、身近で気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の充実を図るため、船橋市まちかどスポーツ広場（以下「広場」という。）を設置する。

２　広場の名称及び所在地は、別表１、別表２のとおりとする。

３　専用使用できる広場は別表１のとおりとし、専用使用できない広場は別表２のとおりとする。

（設置基準）

第２条　広場は、おおむね１，０００平方メートル以上の広さを有し、平坦地であることを基準とする。ただし、地域の要望があるときは、この限りでない。

（維持管理）

第３条　広場のフェンス、ベンチ等の設置及び修繕は、市が行う。

２　広場の清掃及び除草業務は、原則として地域の実情を把握している地域の町会、自治会等に委託する。

３　広場の清掃及び除草業務に必要な経費は、市が委託料として負担する。

（運営）

第４条　広場の運営のため、地域の必要に応じて運営委員会を置くものとする。

２　運営委員会は、広場の利用団体の代表者により組織し、教育委員会との協議により定められた会則等に基づき、広場の利用を希望する団体と利用方法や日程について調整を行う。

３　運営委員会の調整により決めた広場の利用日程であっても、一般の利用者の利用を妨げてはならない。

（設置期間）

第５条　広場の設置期間は、原則として１０年以上とする。

２　民有地の広場は、原則として土地所有者と使用貸借契約を締結する。ただし、特に必要があると認めるときは、賃貸借契約をすることができるものとする。

（廃止）

第６条　広場を廃止する必要が生じた場合は、使用貸借契約又は賃貸借契約の内容に応じて廃止することができる。

２　廃止する必要が生じた広場の代替地等は、用意しないものとする。

（補足）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年２月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年３月１日から施行する。

別　　表１

名　称	所　在　地
藤原まちかどスポーツ広場	藤原７丁目４０６番地１ほか
高瀬町まちかどスポーツ広場	高瀬町５６ほか
豊富まちかどスポーツ広場	豊富町１４５６番地１ほか
大神保町まちかどスポーツ広場	大神保町１３４２番地１ほか

別　　表２

名　称	所　在　地
古和釜町まちかどスポーツ広場	古和釜町７８７番地１ほか
大穴まちかどスポーツ広場	大穴町６４４番地１８ほか
海神川右岸まちかどスポーツ広場	官有無番地
海神川左岸まちかどスポーツ広場	官有無番地

中山競馬場古作第二駐車場まちかどスポーツ広場	古作２丁目１８８番地ほか
夏見台まちかどスポーツ広場	夏見台５丁目９７１番地ほか
旭町まちかどスポーツ広場	旭町１丁目７１１番地１ほか
金杉まちかどスポーツ広場	金杉３丁目９６５番地１ほか
月見台まちかどスポーツ広場	飯山満町３丁目１８９２番地１ほか
三山まちかどスポーツ広場	三山６丁目１６番１０号
三咲まちかどスポーツ広場	三咲４丁目１５番９号
みのり台調整池まちかどスポーツ広場	大穴北３丁目１９４番地２
三田（団地分)まちかどスポーツ広場	田喜野井２丁目２００番地１０９
田喜野井まちかどスポーツ広場	田喜野井３丁目１２１番１ほか